

議案第12号	令和元年度小野市水道事業会計補正予算（第2号）	
給水収益の確定見込みによる収入補正、給水管布設替事業等による支出を補正するもの。		
収益的収入		
補正額	22,000千円	減額
補正後総額	1,370,000千円	
収益的支出		
補正額	30,000千円	減額
補正後総額	1,226,000千円	
資本的収入		
補正額	9,000千円	減額
補正後総額	257,000千円	
資本的支出		
補正額	74,000千円	減額
補正後総額	1,115,000千円	

議案第13号	令和元年度小野市下水道事業会計補正予算（第3号）	
収益的支出は管渠費等の経費の確定見込による減額、資本的支出はひょうご小野産業団地関連等の建設改良費に増額を補正しようとするもの。		
収益的収入		
補正額	14,000千円	減額
補正後総額	1,706,000千円	
収益的支出		
補正額	66,000千円	減額
補正後総額	1,654,000千円	
資本的収入		
補正額	46,000千円	追加
補正後総額	1,148,000千円	
資本的支出		
補正額	40,000千円	追加
補正後総額	1,770,000千円	

議案第14号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について										
<p>地方自治法の改正に伴い、住民訴訟における自治体の長等の自治体に対する損害賠償責任に関し、長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、地方自治法施行令で定める基準に基づいて一部を免除しようとするもの。 [令和2年4月1日施行]</p>											
<p>【内容】政令で定める基準＝基準給与年額×区分に応じた係数</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 555 1074 600">区 分</th> <th data-bbox="1074 555 1220 600">係数(年分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 600 1074 651">市長</td> <td data-bbox="1074 600 1220 651">6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 651 1074 701">副市長、教育長、教育委員、選管委員、監査委員</td> <td data-bbox="1074 651 1220 701">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 701 1074 750">公平委員、農業委員会委員、固定資産評価委員、消防長</td> <td data-bbox="1074 701 1220 750">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 750 1074 795">職員</td> <td data-bbox="1074 750 1220 795">1</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	係数(年分)	市長	6	副市長、教育長、教育委員、選管委員、監査委員	4	公平委員、農業委員会委員、固定資産評価委員、消防長	2	職員	1
区 分	係数(年分)										
市長	6										
副市長、教育長、教育委員、選管委員、監査委員	4										
公平委員、農業委員会委員、固定資産評価委員、消防長	2										
職員	1										
<p>※基準給与年額＝損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給される給与（扶養手当、住居手当、通勤手当を除く）の1会計年度あたりの額をいう。</p>											

議案第15号	小野市保健センター条例の制定について
<p>新庁舎への移転により福祉総合支援センター施設を廃止するのに伴い、市民の福祉及び健康の増進を図るための総合的な活動の拠点として小野市保健センターを設置するため。[令和2年5月2日施行]</p>	
<p>【保健センター施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多目的室（エリアA、エリアB、エリアC） 調理実習室 健診室 <p>※使用料は全て無料とする。</p>	

議案第16号	地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
<p>地方自治法において、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条文が新たに追加になったことに伴い条ずれ（地方自治法「第243条の2」が「第243条の2の2」へ繰り下げ）が生じることから、同法を引用している条例の規定の整理を行おうとするもの。（内容の改正はなし。）[令和2年4月1日施行]</p>	

議案第 17 号	小野市庁舎の移転に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
<p>庁舎移転に伴い関係する公の施設等の位置について新庁舎の所在地に改めるとともに福祉総合支援センター施設を廃止しようとするもの。</p> <p>※位置を改める施設等：小野市福祉事務所、小野市青少年センター</p> <p>廃止する施設：小野市福祉総合支援センター（コミセンおのとして改修予定）</p> <p style="text-align: right;">[令和 2 年 5 月 2 日施行]</p>	

議案第 18 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>会計年度任用職員制度の導入に伴い、新地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員）について、公務災害補償における補償基礎額に係る規定（常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額算定の例によることとする）を新たに追加しようとするもの。[令和 2 年 4 月 1 日施行]</p>	

議案第 19 号	小野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録事務処理要領が改正されたことにあわせて、小野市において 成年被後見人の印鑑の登録を可能にしようとするもの。[公布の日から施行]</p>	

議案第20号	小野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
--------	-------------------------------

県に納付する国民健康保険事業納付金に応じた保険税率を設定するとともに、地方税法施行令が改正されるのに伴い国民健康保険税の課税限度額と保険税軽減措置対象を拡充しようとするもの。(改正内容は、市の国保運営協議会へ諮問、答申済) [令和2年4月1日施行]

※具体的な主な改正内容は下記の表のとおり。

【主な国民健康保険税の改正内容】

	医療分		後期高齢者支援分		介護分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (%)	8.30	8.50	2.60	2.70	2.40	2.50
均等割 (円)	26,600	27,400	8,400	8,700	9,400	9,700
平等割* (円)	25,500	26,300	8,400	8,700	6,300	6,500
特定世帯	12,750	13,150	4,200	4,350	-	-
特定継続世帯	19,125	19,725	6,300	6,525	-	-
限度額 (円)	610,000	630,000	190,000	変更なし	160,000	170,000

※均等割・平等割について低所得者には軽減措置（7割・5割・2割）あり。

7割軽減：前年の世帯の合計所得 ≤ 33万円	
5割軽減：前年の世帯の合計所得 ≤ 33万円 +	$\left(\overset{\text{改正前}}{28.0 \text{万円}} \Rightarrow \overset{\text{改正後}}{28.5 \text{万円}} \times \text{被保険者数} \right)$
2割軽減：前年の世帯の合計所得 ≤ 33万円 +	$\left(\overset{\text{改正前}}{51 \text{万円}} \Rightarrow \overset{\text{改正後}}{52 \text{万円}} \times \text{被保険者数} \right)$

議案第 2 1 号	小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>福祉医療費助成制度のうち 6 5 歳から 6 9 歳までを対象とした高齢期移行助成においては、窓口での一部負担金を 2 割とし、所得を有しない者は、個人負担の上限月額を外来 12, 000 円のところ 8, 000 円に、入院は 35, 400 円のところ 15, 000 円としている（県制度に準拠）。所得を有しない者については、所得税法の規定を引用し市民税非課税世帯で、世帯の全員の年金収入が 8 0 万円以下で所得が 0 のもの等（所得税法の基準より対象者を広く設定）としているが、税制改正による影響を受けることなく従前どおりの制度運用ができるように改正を行おうとするもの。[公布の日から施行]</p>	

議案第 2 2 号	国営加古川西部土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例の制定について
<p>糶屋ダムを水源とした農業用水利施設整備（国営加古川西部土地改良事業）に係る負担金の償還が終了（平成 2 年から平成 2 7 年まで）したことに伴い条例を廃止しようとするもの。[公布の日から施行]</p>	

議案第 2 3 号	小野市奨学資金給与条例を廃止する条例の制定について
<p>国の奨学金制度がなかったことから昭和 3 7 年以降経済的理由により就学困難な高校生等を対象に奨学資金を給付する制度を設けてきたが、近年、国において高等学校等就学支援金（授業料支援）、高校生等奨学給付金（教科書、教材費等支援）の制度が設けられ、類似の奨学金制度が充実してきたことに伴い当該条例を廃止しようとするもの。[令和 2 年 4 月 1 日施行]</p> <p>【廃止する制度】</p> <p>小野市奨学資金：月額 7, 0 0 0 円（年 8 4, 0 0 0 円）</p> <p>対象者：市民税非課税世帯（R 元：1 8 名（H 2 5 より 1 6 名減））</p>	

議案第 2 4 号	北播衛生事務組合理約の変更について
<p>北播衛生事務組合における会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てることになっているが、組合の事務所が所在する市の会計管理者をもって充てることに変更しようとするもの。[令和 2 年 4 月 1 日施行]</p>	

議案第 25 号	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園からの脱退について
<p>わかあゆ園において、医師等専門職の確保が難しく療育体制の維持が困難になってきていることから、市内において児童発達支援事業所の設置等安定した療育体制を構築するために地方自治法第 286 条の 2 の規定に基づき脱退しようとするもの。</p> <p>脱退予定日：令和 4 年 3 月 31 日</p>	

議案第 26 号	小野市都市公園の管理に係る指定管理者の指定について
<p>小野市都市公園（小野希望の丘）の指定管理者を指定しようとするもの。</p> <p>団体名：公益財団法人 小野市都市施設管理協会</p> <p>理事長 小林 昌彦</p> <p>期 間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日</p>	

議案第 27 号	小野市道路線の認定について
<ul style="list-style-type: none"> ・市道 1756 号線[中町] 中町市営住宅南側の住宅地開発事業に伴い、路線の新規認定を行うもの。 L = 117.56 m W = 6.00 m ・市道 1757 号線[天神町] 天神町の住宅開発事業に伴い市道 1415 号線と市道 1416 号線を接続させる路線の新規認定を行うもの。 L = 87.86 m W = 6.00 m ・市道 2274 号線[新部町] 新部町における道路改良事業に伴い、市道 2137 号線と市道 2138 号線を接続するための路線の新規認定を行うもの。 L = 60.71 m W = 4.81～5.17 m 	